

令和7年6月1日執行 和歌山県知事選挙について

○九度山町内で転居される方

4月30日（水）以降に九度山町内で住所が変わる方

- ①選挙当日、転居前の住所に基づく投票所で投票
- ②期日前投票所で投票



○九度山町から和歌山県内の市町村に転出された方

令和7年2月15日以降に県内の他の市町村に転入届をされた方は、原則、九度山町の選挙人名簿に登録されています。

次のいずれかの方法で投票することができます。

- ①選挙当日、入場券に記載された九度山町の投票所で投票

※「引き続き住所を有する旨の証明書」が必要です。
最寄りの市町村で交付を受けることができます。

- ②選挙前日までに、九度山町の期日前投票所で投票

※「引き続き住所を有する旨の証明書」が必要です。
最寄りの市町村で発行を受けてください。

※九度山町の期日前投票所

期間 5月16日（金）～5月31日（土）

時間 午前8時30分～午後8時

場所 九度山町ふるさとセンター1階（役場となり）



- ③転出先の市町村の不在者投票所で不在者投票

(1) 「期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）」を九度山町選挙管理委員会に郵送し、投票用紙等を請求してください。

※「引き続き住所を有する旨の証明書」の同封が必要です。
最寄りの市町村で交付を受けることができます。



(2) 九度山町選挙管理委員会から折り返し郵送された投票用紙等を開封せず転出先の市町村選挙管理委員会に持参し、転出先市町村の不在者投票所で投票

○九度山町から和歌山県外の市区町村に転出された方

投票できません。

※転出手続の前であれば5月16日（金）以降、九度山町で期日前投票ができます。

○和歌山県内の市町村から九度山町に転入された方

2月15日以降に九度山町に転入届をされた方は、原則、旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されています。

次のいずれかの方法で投票することができます。

①選挙当日、入場券に記載された旧住所地の市町村の投票所で投票

※「引き続き住所を有する旨の証明書」が必要です。
最寄りの市町村で交付を受けることができます。

②選挙前日までに、旧住所地の市町村の期日前投票所で投票

※「引き続き住所を有する旨の証明書」が必要です。
最寄りの市町村で交付を受けることができます。

③九度山町の不在者投票所で不在者投票

(1) 「期日前投票・不在者投票請求書」を旧住所地の市町村の選挙管理委員会に郵送し、投票用紙等を請求

※「引き続き住所を有する旨の証明書」の同封が必要です。
最寄りの市町村で交付を受けることができます。



(2) 旧住所地の市町村の選挙管理委員会から折り返し郵送された投票用紙等を開封せず九度山町選挙管理委員会に持参し、九度山町の不在者投票所で投票

○和歌山県外の市区町村から九度山町に転入された方

2月15日以降に九度山町に転入届をされた方は、投票できません。

※原則、旧住所地の市町村（県外）の選挙人名簿に登録されています。



お問合せ 九度山町選挙管理委員会
電話 0736-54-2019